

BTMU CHINA WEEKLY



■ WEEKLY DIGEST

【経 済】

- 2月の製造業 PMI 指数 49.9 前月から小幅上昇
- 発改委 交通インフラ建設推進に関する方針を発表

【産 業】

- 春節連休中の小売売上高 前年比 11.0%の増加 高級品は振るわず
- 2015 年 1 月の 70 大中都市住宅価格 大都市では下げ止まりの兆し

【貿易・投資】

- 広東省・山東省 最低賃金を引き上げ
- 1月の対内直接投資額 前年同月比+29.4% 伸び幅は前月末の約 3 倍
- 中韓 FTA に仮調印 貿易品目の約 9 割がゼロ関税へ

【金融・為替】

- 1月の人民元新規貸出は 1 兆 4,700 億元 前月比 7,727 億元増
- 1月の外国為替資金残高 2ヶ月連続で大幅減

■ EXPERT VIEW

- 合併解消と第三者の権利非侵害担保責任の継続



本邦におけるご照会先:

三菱東京 UFJ 銀行国際業務部 東京:03-6259-6695 (代表) 大阪:06-6206-8434 (代表) 名古屋:052-211-0544 (代表)

- ・本資料は情報提供を唯一の目的としたものであり、金融商品の売買や投資などの勧誘を目的としたものではありません。本資料の中に銀行取引や同取引に関連する記載がある場合、弊行がそれらの取引を応諾したこと、またそれらの取引の実行を推奨することを意味するものではなく、それらの取引の妥当性や、適法性等について保証するものでもありません。
- ・本資料の記述は弊行内で作成したものを含め弊行の統一された考えを表明したものではありません。
- ・本資料は信頼できるとされる情報に基づいて作成されていますが、その正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。最終判断はご自身で行っていただきますようお願いいたします。本資料に基づく投資決定、経営上の判断、その他全ての行為によって如何なる損害を受けた場合にも、弊行ならびに原資料提供者は一切の責任を負いません。実際の適用につきましては、別途、公認会計士、税理士、弁護士にご確認いただきますようお願いいたします。
- ・本資料の知的財産権は全て原資料提供者または株式会社三菱東京 UFJ 銀行に帰属します。本資料の本文の一部または全部について、第三者への開示および、複製、販売、その他如何なる方法においても、第三者への提供を禁じます。
- ・本資料の内容は予告なく変更される場合があります。

CHINA WEEKLY

WEEKLY DIGEST

【経済】

◆2月の製造業 PMI 指数 49.9 前月から小幅上昇

国家統計局、中国物流購買連合会の1日の発表によると、2月の製造業 PMI 指数は前月より0.1ポイント上昇して49.9となった。前月に続き50を下回ったものの、7ヶ月ぶりの上昇となった。

主要項目別では、旧正月の影響を受け、生産指数が前月比▲0.3ポイントの51.4となったものの、新規受注指数は同+0.2ポイントの50.4、原材料購入価格指数は同+2.0ポイントの43.9と、共に7ヶ月ぶりに上昇。新規輸出受注指数も同+0.1ポイントの48.5と、2ヶ月ぶりに上昇した。

同局は、PMI の小幅上昇について、預金準備率の引下げ、零細企業向けの減税措置、重点インフラ建設の積極推進等政府が打ち出した一連の景気対策の効果が現れ、需要の回復と企業景況感の改善に繋がった他、原油価格の下落に一服感が出ており、デフレ圧力が緩和されたと分析している。

なお、非製造業 PMI 指数は前月より0.2ポイント上昇して53.9となった。旧正月効果により、小売、飲食、通信、運輸業等が好調で全体を押し上げたという。

◆发改委 交通インフラ建設推進に関する方針を発表

国家発展改革委員会はこのほど、交通インフラ建設をより一層推進するにあたっての方針を示した。具体的には、中西部鉄道・都市間鉄道の建設、高速道路と他の道路との未接続区間・内陸河川の航路整備、幹線空港の新設等に関連する業務を重点的に実施するほか、投融資体制を改革し、民間資本の交通インフラ分野参入を奨励すること等が挙げられた。また、鉄道発展基金プラットフォームを有効活用し、鉄道建設資本金の調達先の拡大を図ることも方針として示されている。

【産業】

◆春節連休中の小売売上高 前年比 11.0%の増加 高級品は振るわず

商務部は2月24日、今年の春節連休中(2月18日～2月24日)の全国小売・飲食店の売上高が前年比+11.0%の6,780億元だったと発表した。伸び率は前年の13.3%から減速し、2011年から4年連続で縮小した。

今年の消費の特徴を見ると、年越し料理・爆竹等の年越し用品、今年の干支の羊をモチーフにした金銀製宝飾品、春物・冬物を中心とした衣料品、タブレット端末等のデジタル家電の売れ行きが好調だった一方、儉約令の影響を受け、高級タバコ、贈答品の販売は振るわなかった。また、飲食関連では、低価格の年夜饭(大晦日の外食を含めた夕食)に人気が集まり、高額な物は減少した。なかでも、レトルト食品の年夜饭の人気が高まりつつあり、ネット購入可能な商品も登場した。

なお、多数のブランド・メーカーが WeChat、マイクロブログを利用して販促活動を行った点も、今年の春節の新たな注目点となった。

◆2015年1月の70大中都市住宅価格 大都市では下げ止まりの兆し

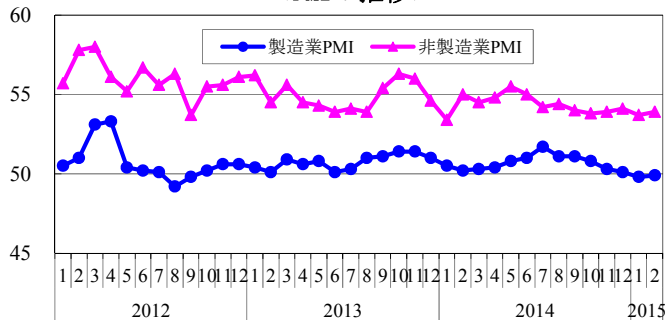
国家統計局は17日、2015年1月の70大中都市の不動産価格指数を発表した。

新築商品住宅価格については、前月比上昇した都市数は、前月より1都市増加して2都市と、2ヶ月連続で増加。一方、前月比下落した都市数は、前月より2都市減少して64都市と、3ヶ月連続で減少した。具体的には、深圳市が前月比+0.3%、贛州市(江西省)が同+0.2%と上昇し、下落した都市では、丹東市(遼寧省)が同▲1.6%、包頭市(内モンゴル自治区)が同▲1.3%と下落幅が最も大きかった。

同局は、一線都市^(注)は下げ止まり、二線都市^(注)は引き続き下落傾向にあるものの下げ幅は縮小、三線都市^(注)は下落が続き、下げ幅も拡大しているとしている。

一方、対前年同月比では、価格が上昇した都市数は、前月より1都市減少して1都市、価格が下落した都市数は、前月より1都市増加して69都市となり、依然として下落傾向が続いている。具体的には、厦門市(前年同月

<PMIの推移>



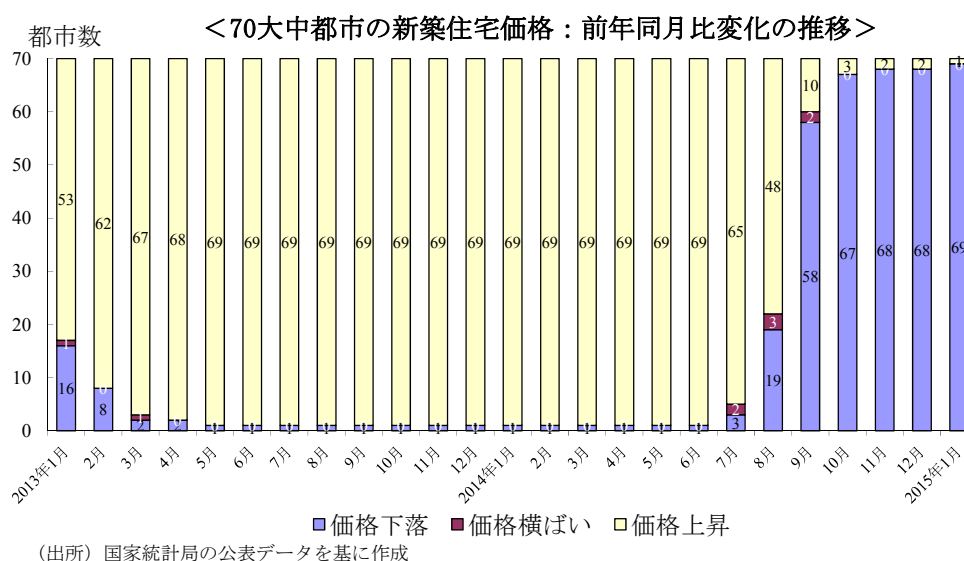
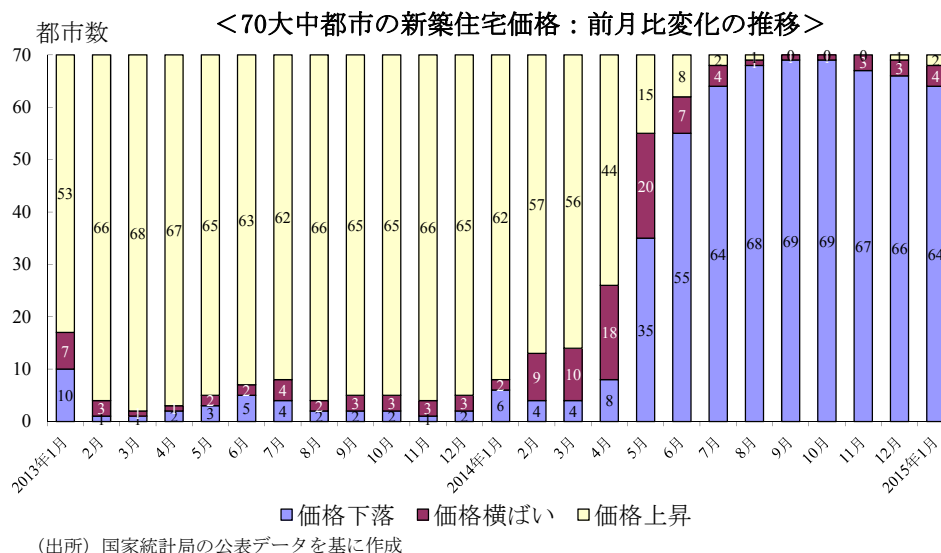
(出所) 中国物流購買連合会の公表データを基に作成

CHINA WEEKLY

比+0.8%)が上昇し、下落した都市では、杭州市(同▲10.5%)、瀋陽市(同▲8.4%)の下落幅が最も大きかった。

(注): 国家統計局は70大中都市住宅価格の統計において、以下のように定めている。

- 一線都市: 北京市、上海市、広州市、深圳市の4都市
- 二線都市: 省都、副省級都市を含める31都市
- 三線都市: 70都市から上記一線・二線都市を除いた35都市



【貿易・投資】

◆広東省・山東省 最低賃金を引き上げ

広東省人力資源社会保障庁の発表によると、広州市は現行の1,550元から1,895元へ、珠海市は現行の1,380元から1,650元へ、東莞市は現行の1,310元から1,510元へ引き上げ、いずれも5月1日から実施する。2013年5月以来2年ぶりの改定で、広東省全体で平均19%の引き上げという。なお、深圳市は既に3月1日より2,030元へ引き上げており、引き続き全国最高の水準となっている。

山東省は従来の1,500元から1,600元へ引き上げ、3月1日から実施しており、2014年3月以来1年ぶりの改定となった。

※各地域の最新の最低賃金は、下記リンクご参照。

<http://www.bk.mufg.jp/report/chi200403/315030402.pdf>

CHINA WEEKLY

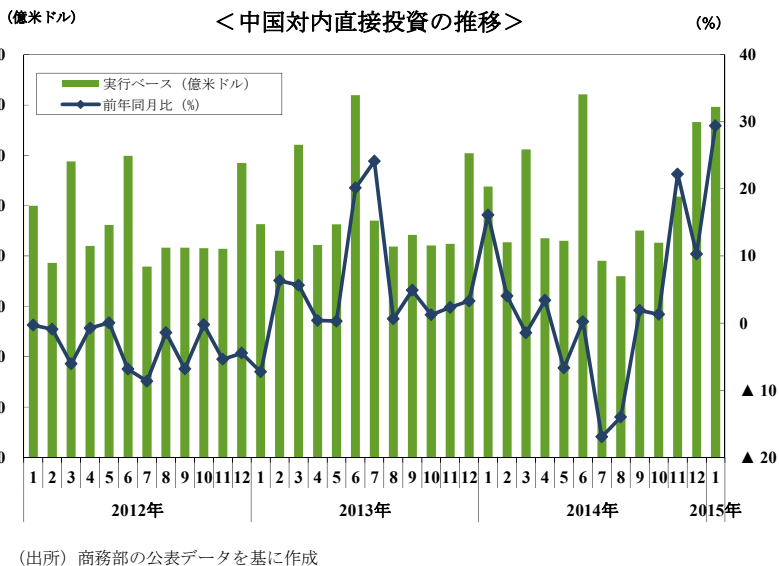
◆1月の対内直接投資額 前年同月比+29.4% 伸び幅は前月末の約3倍

商務部の2月16日の発表によると、1月の新規設立の外資企業数は前年同月比+31.8%の2,266社、対内直接投資(実行ベース)は同+29.4%の139.2億米ドルとなり、伸び幅は前月比で新規設立企業数が約5倍、実行ベースの投資額が約3倍拡大した。

日本からの直接投資は前年同月比+3.2%となり、2014年通年の前年比▲38.8%から持ち直した。同部は記者会見で日系企業の動向にも言及し、2014年に日系企業のうち経営を終了した企業数は前年比横ばい、減資を行った企業数は同▲3.2%で、工場を閉鎖する企業もあるが、全体的に見れば少数であり、日系企業が全面的に撤退するような状況は発生していないとの見解を示した。

また、業種別では、サービス業が前年同月比+45.1%の91.8億米ドルと大幅に拡大し、対内直接投資額全体の66%を占めた。製造業は同+13.9%の39.5億米ドルで、全体の28.4%を占め、うち、交通輸送設備製造は同+103.3%と伸び幅が最も大きかった。

なお、1月の対外直接投資額は前年同月比+40.6%の101.7億米ドルとなり、伸び幅は前月の同+31.8%から拡大した。



◆中韓 FTA に仮調印 貿易品目の約9割がゼロ関税へ

中国商務部は、中国と韓国が2月25日、中韓自由貿易協定(FTA)に仮調印し、両国間のFTA交渉が全て終了したことを発表した。

中韓 FTA は2012年5月の交渉開始後、2014年11月に実質的に妥結し、今回の仮調印に至った。協定の対象は、貨物貿易、サービス貿易、投資、原産地規則、税関手続き・貿易円滑化、植物衛生検疫、貿易障壁、知的財産権、競争政策、電子商取引、環境、経済協力等17分野に及ぶ。

貨物貿易分野については、最長20年をかけて、中国側は税関品目ベースで91%、輸入額ベースで85%、韓国側では、税関品目ベースで92%、輸入額ベースで91%の関税を撤廃する。サービス貿易分野については、中国側は映像・音楽の合同制作、海外旅行、環境等の領域で、韓国側は速達、建築、医療等の領域で、相手国を優遇する。

中韓 FTA は、今後正式調印を経て、今年後半の発効が見込まれている。商務部は今回の FTA が、これまで中国が締結した二国間 FTA のうち、対象分野が最も広く、貿易額への影響が最も大きい協定となり、現在交渉が進んでいる日中韓 FTA にも少なからぬ影響をもたらすものと期待を示している。

【金融・為替】

◆1月の人民元新規貸出は1兆4,700億元 前月比7,727億元増

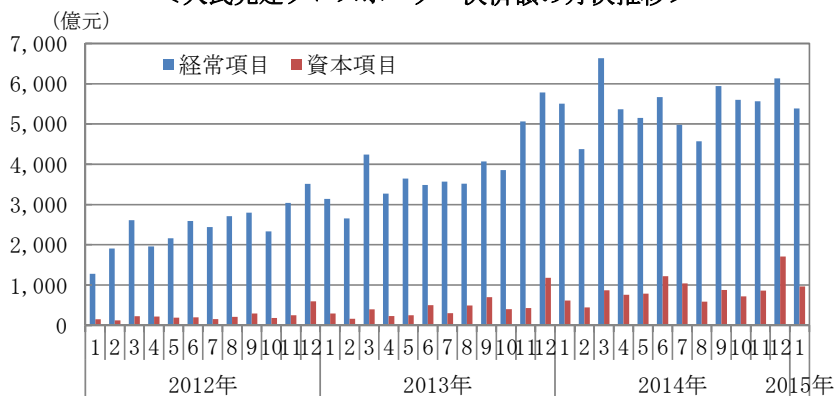
中国人民銀行の2月13日の発表によると、1月の人民元新規貸出額は1兆4,700億元と、前年同月比では+2,899億元、前月比では+7,727億元となった。1月の社会融資総量^(※)は2兆500億元と、前年同月比では▲5,394億元、前月比では+3,600億元となった。一方、1月末のマネーサプライ(M2)は前年同月比+10.8%の124兆2,700億元となり、伸び率は12月末の同+12.2%より1.4ポイント低下した。

同時に発表した1月のクロスボーダー人民元決済額については、経常項目は5,387億元、うち、貨物貿易が4,834億元、サービス貿易が553億元、資本項目は969億元、うち、対内直接投資が864億元、対外直接投資が105億元となった。

※社会融資総量＝人民元貸出＋外貨貸出＋委託貸出＋信託貸出＋銀行引受手形＋企業債券＋非金融企業株式融資＋保険会社賠償＋投資用不動産＋その他

CHINA WEEKLY

＜人民元建クロスボーダー決済額の月次推移＞



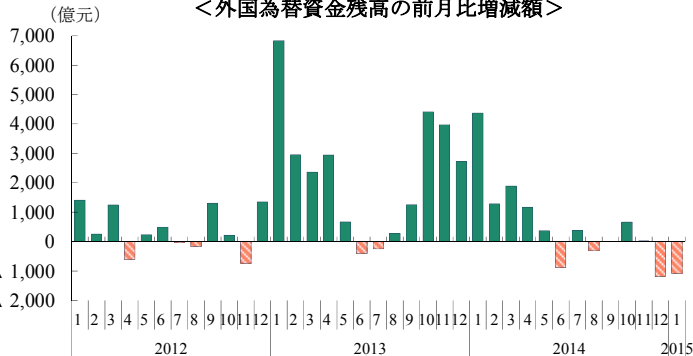
(出所) 中国人民銀行の公表データを基に作成

◆1月の外国為替資金残高 2ヶ月連続で大幅減

中国人民銀行の2月17日の発表によると、2015年1月末の外国為替資金残高は前月より1,083億元減少して29兆元3,008億元となった。減少額は昨年12月の1,184億元に続き、2ヶ月連続で1,000億元を超えた。

同残高は中国で人民元に両替された外貨量を示すもので、1月の外国為替資金残高の大幅な減少は、中国経済の減速懸念、米国の利上げ期待等を背景に、米ドル高・人民元安が続く中、人民元への両替意欲が減退したことが要因と見られている。また、外国為替資金残高の2ヶ月連続での大幅な減少が、2月4日の預金準備率引下げの実施に繋がった一因とも見られている。

＜外国為替資金残高の前月比増減額＞



(出所) 中国人民銀行「Summary of Sources And Uses of Credit Funds of Financial Institutions(RMB)」を基に作成

人民元レビュー

今週はデータのための掲載とさせていただきます。

日付	USD				JPY(100JPY)		HKD		EUR		金利 (1wk)	上海A株 指数	
	Open	Range	Close	前日比	Close	前日比	Close	前日比	Close	前日比		指数	前日比
2015.02.16	6.2416	6.2415~ 6.2496	6.2485	0.0080	5.2692	0.0207	0.80552	0.0008	7.1351	0.0037	4.9500	3377.11	19.47
2015.02.17	6.2549	6.2527~ 6.2552	6.2551	0.0066	5.2754	0.0062	0.80621	0.0007	7.0934	-0.0417	4.8300	3402.60	25.49
2015.02.25	6.2570	6.2570~ 6.2605	6.2598	0.0047	5.2674	-0.0080	0.80718	0.0010	7.1102	0.0168	5.0700	3383.96	-18.64
2015.02.26	6.2598	6.2582~ 6.2604	6.2589	-0.0009	5.2719	0.0045	0.80712	-0.0001	7.1122	0.0020	4.7300	3456.88	72.92
2015.02.27	6.2595	6.2595~ 6.2699	6.2696	0.0107	5.2545	-0.0174	0.80852	0.0014	7.0241	-0.0881	5.2000	3469.14	12.26

(資料) 中国外貨取引センター、中国人民銀行、上海証券取引所資料より三菱東京 UFJ 銀行国際業務部作成

CHINA WEEKLY

EXPERT VIEW

合併解消と第三者の権利非侵害担保責任の継続

中国の合併事業の解消時には、合併会社との従前の取引が継続したり、従前の取引にかかわる契約上の責任が残存したりする場合があります。自己の投資先として管理した場合には、問題とならないような契約上の責任も、合併解消により支配権を失った場合には、将来、大きなリスクとなる可能性も否定することができません。今回は、外国投資者がその子会社に対して供与していた技術について、第三者の権利非侵害担保責任が合併解消によりどのような影響を受けるのかを検討してみたいと思います。

Q: 当社(A社)は、中国に設立した中外合併会社B社について、当社がB社に対して有する持分の全部を、中国側投資者であるC社に譲渡し、この持分譲渡取引により合併関係を解消することをC社と合意しました。

C社からは当社がB社に供与した技術に基づきB社が製造販売している化学品原料の継続販売を上記合意の条件とされています。このことに関連して、化学品原料の製造に係る技術の供与は、B社が当社の子会社であったこともあり、従前無償で提供していたのですが、C社からは①引き続き技術供与(技術の使用許諾)をし、その使用は無償とすること、及び②当社が提供した技術が中国の第三者の権利を侵害することがあれば、当社が全ての責任を負い、B社に生じた損害も補償することを要求されています。

無償を継続することは承諾したのですが、無償で供与する技術について、当社がB社の出資者でなくなるにもかかわらず、B社に対して第三者の権利の非侵害について上記のような保証をする必要があるのでしょうか？

A: 本ケースでは、外国企業であるA社が中国企業B社に対して技術を供与する場合に、A社がB社との関係で負う第三者の権利を侵害しないという保証(以下「第三者の権利非侵害担保責任」といいます。)を契約の約定で免除又は軽減することができるのか？という点が問題の中核となります。この点、日本企業においては、外国の技術提供者は「技術輸出入契約」上無条件に第三者の権利非侵害担保責任を負わせられるという理解が浸透している状況にあります。中国の識者においても、同様に理解する者が多い状況にあると言えるのですが、同種の内容を規定する「契約法」においては、「技術輸出入契約」とは異なる解釈をしている識者が多い等、その理解は絶対的なもの、とは言えないと思います。本ケースでは、対応が非常に困難となる可能性は否定できませんが、A社としては、技術供与が無償であること、現時点で第三者の権利侵害事実が確認されないこと等を理由として、可能な限り上記の担保責任を負わない旨を主張してC社の理解を求め、関連する契約にその旨を明記する、という方針で対応することが望まれます。

1. 技術提供者の第三者の権利非侵害担保責任

(1) 技術提供者の第三者の権利非侵害担保責任については、「契約法」353条及び「技術輸出入管理条例」24条3項がそれぞれ次のように規定しています。

「契約法」353条 譲受人が約定に従い特許を実施し、技術秘密を使用することが他人の適法な権益を侵害した場合には、譲渡人が責任を負う。ただし、当事者に別段の約定がある場合を除く。

「技術輸出入管理条例」24条3項 技術輸入契約の譲受人が契約の約定に従い譲渡人が提供した技術を使用し、他人の適法な権益を侵害した場合には、譲渡人が責任を負う。

(2) まず、「契約法」353条の強行法規性については、識者間においても、意見が対立しているようですが、多くの識者は、「ただし、当事者に別段の約定がある場合を除く。」との文言がある以上、技術の譲渡人と譲受人との間の約定において、「権利非侵害担保責任の上限」を約定することを認めていると解釈し、同条の強行法規性を否定的に解釈しています(なお、権利を侵害された第三者との関係で負う権利侵

CHINA WEEKLY

害行為責任は、別の議論です。)。他方で、少数にとどまるのですが、上記の「ただし、当事者に別段の約定がある場合を除く。」との文言は、譲渡人の免責を約定する権利があることを解釈されるべきではなく、譲渡人が責任を負うとの前提の下で、譲受人に対して負う契約上の責任に合理的な制約(例えば補償金の支払等)を加えることができるという意義のみで理解されなければならない、と解釈し、同条の技術提供者の第三者の権利非侵害担保責任についての強行法規性を認める学説もあります。

(3) 次に、「技術輸出入管理条例」24 条 3 項の強行法規性についてですが、ほとんどの識者は、「契約法」353 条を任意法規と理解しつつも、「技術輸出入管理条例」24 条 3 項の強行法規性を認める解釈をしている状況にあります。その理由を詳細に論ずるものは少ないのですが、次のような点を根拠としています。

- ① 「技術輸出入管理条例」24 条 3 項には、「ただし、当事者に別段の約定がある場合を除く。」との文言がなく、その文理上、技術提供者の責任を絶対的に認めていること。
- ② 商務部門が「技術輸出入管理条例」の公布時に「ライセンサーの保証義務は、強行性を有し、これを放棄することはできない。契約中に保証条項がなく、又はその内容が上記の保証義務に違反する場合には、登記に関連して契約の修正を要求し、又は契約について審査承認又は登記の手続を処理しないことができる。」と明確な理解を示していたこと。
- ③ 「契約法」355 条は、「技術輸出入契約」について法律、行政法規が別段の規定を有する場合にはその規定による旨を定めており、「技術輸出入管理条例」は、契約法の特別法として契約法に優先的に適用される行政法規であり、契約法自体が異なる扱いを認めていること。

他方で、これもごく少数の識者の意見なのですが、「契約法」353 条の任意法規性を認めつつ、「技術輸出入管理条例」24 条 3 項を強行法規と解釈し、外国の技術提供者についてのみ第三者の権利非侵害担保責任を絶対的に負わせるのは、WTO の原則に反しており、また、当該担保責任が実質的に「無過失責任」を認めることになることから、当事者が合理的にその上限(例えば受け取りロイヤリティ額を上限とする等)を約定することを認めるべきと論じている識者もいます。

2. 内資会社の輸入自己使用設備の免税優遇措置について

本ケースにおける考察

- (1) 「技術輸出入管理条例」24 条 3 項については、「契約法」353 条を強行法規と理解する識者は同項も強制法規と理解し、また、「契約法」353 条を任意法規と理解する識者においても、多くの識者は、外国の技術提供者に関する「技術輸出入管理条例」24 条 3 項を強行法規と解している状況といえると思います。中国での実際の訴訟や仲裁においては、上記の理解に従い、「技術輸出入管理条例」24 条 3 項に反する約定を契約当事者がした場合には、当該約定の効力がないと判断され、外国の技術提供者に不利益な判断がなされる可能性を否定することができないと思います。このことは、法文の文理からは、①外国の技術提供者が自己の出資先会社に技術を提供するか否か、②技術提供の対価(ロイヤリティ等)を取得するか否かにかかわらず生ずる法制度上のリスクと言えます。
- (2) 「技術輸出入管理条例」24 条 3 項を強行法規と解する識者も、その理由は、例えば、「技術輸出入管理条例」が「契約法」の特別法に該当することを理由とする等、「外国の技術提供者」であること以外に他の要件に相違がない技術ライセンス契約等において、外国の技術提供者に対してのみその第三者の権利非侵害担保責任を強行法規として課すと解釈することが適当か、本来、契約当事者の自由意思により形成される契約において第三者の権利非侵害担保責任を絶対的に負わせることに法的な有意義な理由があるのか非常に疑問が残ります。
- (3) 本ケースで、C 社がどのような経緯及び状況において A 社に対して第三者の権利非侵害担保責任の継続を要求しているのか判然としません。例えば、B 社と新たに「技術ライセンス契約」を締結することを要求しているのか、合弁解消にかかわる「持分譲渡契約」において「A 社が B 社に従前提供した技術が他人の適法な権益を侵害しないこと」といったいわゆる事実の表明保証を要求しているのか分らないのですが、第三者から権利クレームを受けた時には B 社が事業を継続することができない点を懸念している状況にあるようです。

CHINA WEEKLY

本ケースでは、実際の対応が非常に悩ましいのですが、前記の法的リスクを念頭に置きつつ、対応を検討する必要があります。結論としては、そもそも「契約法」353 条が技術提供者が違法に他人の権利を侵害して技術提供を行うことを防止することを目的とし、かつ、技術提供により対価を取得する技術提供者に重い責任を課することを念頭においた規制であるとの理解を基礎に、上記の「技術ライセンス契約」及び「持分譲渡契約」のいずれの契約による場合においても、①技術提供の対価(ロイヤリティ等)は従前も、今後とも無償とすること、②A 社及び B 社が現時点の合理的な調査の結果、提供技術が他人の権利を侵害する事実がないことを確認していること、③上記の対価を無償とすること、及び現時点での権利侵害事実がないことの確認に伴い、A 社は第三者の権利非侵害担保責任を負わないこと、④対象となる技術はB社が自己の責任で使用し、これが第三者の権利を侵害しないことについても自ら責任を負うこと等を明記し、上記の規制の基礎を欠く取引であることを明確にしておき、少なくとも、事後、「技術輸出入管理条例」24 条 3 項の適用が排除できる端緒を合意して対応するほかないのではないかと思います。

以上

露木・赤澤法律事務所

弁護士 赤澤 義文
外国法研究員 張 欣